

茨木市、茨木商工会議所及び立命館大学の 連携協力に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）、茨木商工会議所（以下「乙」という。）及び立命館大学（以下「丙」という。）は、相互に連携協力を図ることにより、地域社会の発展及び人材育成に貢献するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、まちづくり、産業、観光、学術研究、教育、文化、国際交流、スポーツ等の振興を通じて、相互に連携協力を図るものとする。

（組織）

第2条 甲、乙及び丙は、相互の連携協力について協議し、連携協力事業を推進するため、「茨木市・茨木商工会議所・立命館大学連携事業推進連絡会」を設置する。

（協力事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協力する。

- (1) まちづくりや産業・観光振興などの地域経済の発展に関すること
- (2) 学術研究・教育・文化・国際交流・スポーツの振興・発展に関すること
- (3) それぞれが有する資源の相互利用に関すること
- (4) その他、甲、乙及び丙が協議して必要と認めること

2 本協定に基づき、連携協力事業の内容等に応じて、甲、乙及び丙のうちの二者による連携協力事業を行う場合がある。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期限満了の日より1月前までに甲、乙及び丙いずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24（2012）年8月9日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長

木本 保平



乙 茨木市上中条一丁目9番20号
茨木商工会議所

会頭

掛谷 建郎

丙 京都市中京区西ノ京梅尾町1番地の7
立命館大学

学長

川口 清史

